

第2回検討会でご指摘いただいた点 について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第2回検討会でのご指摘

(伴走型支援)

- 「伴走型支援」を全面に打ち出したことは、当事者の立場からも大変望ましい方向性。「伴走型支援」の実際の担い手やその支援の在り方について、定義を明示していただき、各構成員間で共通のイメージを持てると安心感につながる。

(ワンストップ、重層的支援体制整備事業)

- 現行の相談支援をまとめたイメージ図は、すごく大事。社会福祉法の重層的支援体制整備事業と、精神保健福祉法、地域保健法の相談支援とは、現場のレベルでは相容れないところもあるので、現場で混乱しないよう、国の方で、現場の市町村の職員の方にもヒアリングをしながら整理いただきたい。

伴走型支援について

○ つながり続けることを目指すアプローチ（以下「伴走型支援」という。）は、支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指すものである。伴走型支援は、特に、生きづらさの背景が明らかでない場合、自己肯定感や自己有用感が低下している場合、8050 問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに有効である。

このアプローチを具体化する制度は、本人の暮らし全体を捉え、その人生の時間軸も意識しながら、継続的な関わりを行うための相談支援（手続的給付※）を重視した設計となる。

※ ここで手続的給付とは、伝統的な社会保障の現金給付や現物給付といった実体的給付につなげることを含め、様々なニーズを抱える個人の自律に向けたプロセス（手続き）への積極的な支援であり、それ自体で固有の価値があるものとして定義している。

○ 伴走型支援を実践する上では、「専門職が時間をかけてアセスメントを行い、課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」（専門職による伴走型支援）と「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」といった双方の視点を重視する必要がある、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

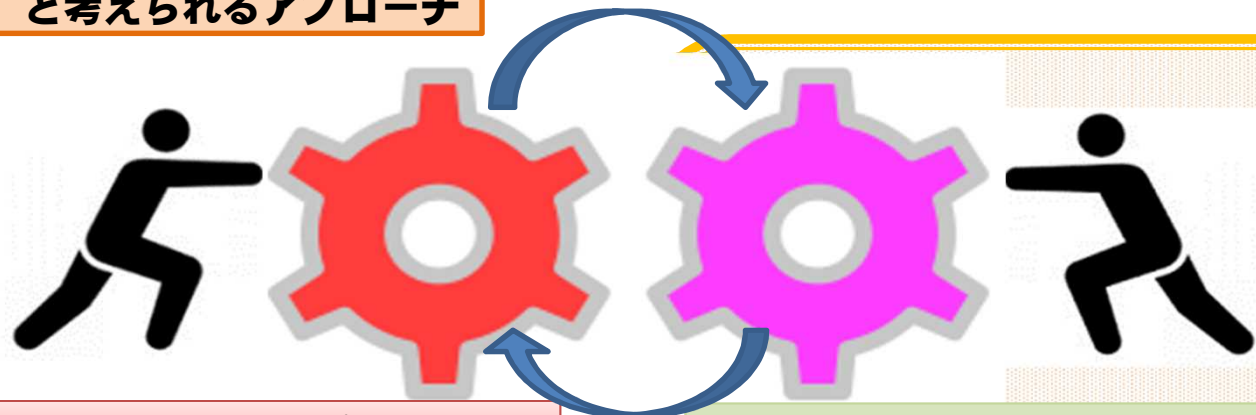
○ 専門職による伴走型支援については、それを進めることで、対人支援において様々な局面で以下のような変化が起こることが期待される。

- ・ 個人が複雑・多様な問題に直面しながらも、生きていこうとする力を引き出すことに力点を置いた支援を行うことができる
- ・ 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が人として出会い、そして支援の中で互いに成長することができる
- ・ 具体的な課題解決を目指すアプローチとともに機能することによって、孤立した状態にある本人が、他者や社会に対する信頼を高め、周囲の多様な社会関係にも目を向けていくきっかけとなり得る

○ 一方で、個人の自律的な生を支える、社会へ関わるための経路は、専門職による支援のみをきっかけとするのではなく、多様であることが望ましい。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援（現行制度）①

【精神保健（メンタルヘルス）に関する相談】

- 精神保健に関するニーズの多様化に伴い、自殺対策、虐待（児童、高齢者、障害者）、生活困窮者・生活保護、母子保健・子育て支援、高齢・介護、認知症対策、配偶者等からの暴力（DV）等の各分野において、すでに8割以上の市町村が、地域住民の身近な相談窓口として、精神保健上の課題があると認識し、対応している状況にある。
- 他方、地域保健法等（※1・2）では、①市町村は、市町村保健センターを設置できる、②市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導等を行うと規定されている。
- また、精神保健福祉法（※3）では、市町村における精神保健に関する相談業務の規定があるが、精神障害者に対する努力義務として規定されるにとどまる。
- このように、市町村が実施する精神保健に関する相談支援は、実際上のニーズに対応するため、市町村の各相談支援機関において、分野を超えて広く住民に対して実施されている状況にあるが、法令上は市町村の責務として定められていない。

（※1）「地域保健法」の規定

- ・ 市町村は、市町村保健センターを設置することができる（18条1項）
- ・ 市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする（同条2項）

（※2）「地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の規定

- ・ 身近で利用頻度の高い保健サービスが市町村において一元的に提供されることを踏まえ、各市町村は、適切に市町村保健センター等の保健活動の拠点を整備すること
- ・ 地域包括支援センター等の類似施設が整備されている市町村は、これらの施設の充実を図ることにより、住民に身近で利用頻度の高い保健サービスを総合的に実施するという役割を十分に発揮できるようにすること

（※3）「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定

- ・ 市町村は、精神保健に関し、精神障害者等からの相談等に応じるよう努めなければならない（47条4項）

市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援（現行制度）②

【障害福祉に関する相談】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、市町村は、精神障害者等の障害者等に対し、障害者等の福祉に関する相談その他の支援を行うことが、法律上義務付けられている（※４）。

（※４）これを受け、精神保健福祉法でも、

- ・ 市町村は、精神障害者からの求めに応じ、障害福祉サービスの利用に向けた相談、助言等を行うこと（49条１項前段・２項）
 - ・ 市町村は、当該相談及び助言の実施に当たり、一般相談支援事業又は特定相談支援事業に委託することができること（49条１項後段）
- が規定されている。

【重層的支援体制整備事業について】

- 社会福祉法の改正により、令和３年度から、市町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援（※５）、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）が創設されている（※６）。

（※５）介護・障害・子ども・困窮に係る既存の福祉各分野の相談支援が対象

（※６）実施を希望する市町村の意向に基づく任意事業（令和３年度：42自治体が実施）

市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援（現行制度）＜イメージ＞

（参考）第2回検討会資料

根拠法・対象者等		実施場所・主な担い手・相談内容		総合的な相談支援体制
障害者総合支援法 （対象：障害者等）	【一般相談支援事業】	相談支援事業所	○基本相談支援 ○地域相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援	主任相談支援専門員等 相談支援専門員等
	【特定相談支援事業】		○基本相談支援 ○計画相談支援 ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援	
	【市町村障害者相談支援事業】		○主に個別給付による相談支援の対象とならない障害者等に対する相談支援 ※指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	
精神保健福祉法 （対象：精神障害者）	【精神保健福祉相談】	市区町村窓口等	○福祉サービスの利用調整 ※福祉サービスの利用調整については、指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	【重層的支援体制整備事業】 （社会福祉法）
	【地域保健事業】		○健康相談、保健指導、健康診査等 →対象を障害者に限定しない一般的な相談 ・市町村保健センター ・地域包括支援センター等の類似施設（子育て世代包括支援センター、自立相談支援機関のほか、自殺対策、虐待等の相談窓口等） ※地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な方針	
地域保健法 （対象：住民）				

【基幹相談支援センター】

地域の相談支援体制の強化

- 総合的・専門的な相談
- 地域の相談事業者への専門的な助言等、人材育成、地域の相談機関との連携強化、事例の検証等
- 地域移行・地域定着の促進
- 権利擁護・虐待の防止（虐待防止センターの受託）等
- ※指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可

- 既存の相談窓口（※）を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応
- ①相談支援（※）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施

※介護・障害・子ども・困窮に係る既存の福祉各分野の相談支援が対象

市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援（現行制度）＜イメージ＞（案）

